

栃木市企業立地促進条例

「栃木市企業立地促進条例」は、市内への企業の立地を促進するために「立地奨励金」と「用地取得奨励金」の2つの支援措置を設け、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、本市経済の発展に資することを目的として、平成23年10月1日から施行となりました。

立地奨励金

最大 **10** 億円
交付！

固定資産税及び都市計画税相当額を

対象施設	物品の製造、加工、修理、販売を行う施設 物流、情報サービス、研究開発を行う施設及びデータセンター
対象区域	①市内の産業団地・工業団地 ②用途地域 ③地域未来投資促進法において定められた重点促進区域 ④左記以外
交付額	固定資産税及び都市計画税相当額（上限額：総額10億円） ＊市内移転、敷地内建替の場合は、立地前後の税額の増額分のみを交付
交付期間	5年間（対象区域①、②、③） 2年間（対象区域④）
交付要件	・投下固定資産額が1億円以上（物品の販売を行う施設は2億円以上） ・栃木市に住所を有する新規雇用が5人以上（物品の販売を行う施設は10人以上） ・用地取得（特別高圧電力を受電する事業所は建築確認済証の公布日）から5年以内に操業開始

用地取得奨励金

宇都宮西中核工業団地の

用地
取得額の **10** %を
交付！

対象施設	立地奨励金の対象施設と同じ
対象区域	宇都宮西中核工業団地
交付額	用地取得額の10%
交付要件	・立地奨励金の交付要件を満たすこと ・栃木県土地開発公社から対象区域の用地を取得すること

《交付手続き》

